

議案第 26 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和31年三田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成19年4月分から平成24年3月分まで」を「平成24年4月分から平成24年9月分まで」に改める。

付則第3項を削る。

(三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和31年三田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成19年4月分から平成24年3月分まで」を「平成24年4月分から平成24年9月分まで」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の旅費に関する条例（昭和56年三田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「平成20年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改める。

(三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成21年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成21年7月分から平成24年3月分まで」を「平成24年4月分から平成24年9月分まで」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。